

令和 7 年 12 月 25 日

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 } 関係者 各位  
岩国市地域公共交通会議

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会  
会長 杉 岡 匡

岩国市地域公共交通会議  
会長 杉 岡 匡

令和 7 年度第 4 回岩国市地域公共交通活性化再生法協議会・令和 7 年度第 4 回岩国市地域公共交通会議の合同開催について（書面開催）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、地域公共交通の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の事項につきまして、本来であれば会議を開催して御審議をお願いすべきところではありますが、書面による開催とさせていただきますので、書面による御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、協議資料の内容につきまして、今後の国との協議により部分的に調整箇所が生じた場合、その調整等については事務局に一任させていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 記

### 1 協議事項

- (1) 令和 7 年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(広益線)に係る事業評価について

資料. 1

石見交通株式会社が国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）を活用し運行する広益線については、令和 6 年 6 月に当再生法協議会において事業期間（R6.10～R7.9）における計画を策定し、当計画に基づき石見交通株式会社が運行を行ってまいりましたが、この度、当計画期間が終了したことから、当事業評価（自己評価（一次評価））について委員にお諮りするものです。

- (2) 令和 7 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（玖珂地域生活交通バス・過疎地域乗合バス）に係る事業評価について

資料. 2

岩国市が運行する玖珂地域生活交通バス及び第一交通株式会社が運行する過疎地域乗合バスについては、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）を活用し運行しています。令和6年5月に当再生法協議会において事業期間（R6.10～R7.9）における計画を策定し、当計画に基づき岩国市及び第一交通株式会社が運行を行ってまいりましたが、この度、当計画期間が終了したことから、当事業評価（自己評価（一次評価））について委員にお諮りするものです。

(3) 岩国市地域公共交通運賃協議会規約の改正について

資料. 3

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等については、道路運送法第9条第4項の規定により、地域公共交通会議とは別の運賃協議会を開催し、その場にて協議を行うこととしています。

本市においても、岩国市地域公共交通会議が岩国市地域公共交通運賃協議会を設置し、その規約を定めて、必要に応じて運賃協議会を開催しているところです。

このような中、運賃協議会の開催について、関係者の負担軽減や生産性向上を図る観点から、令和7年6月30日に国土交通省より、「協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について」の事務連絡（別紙①）が発出されたことから、この度、本市運賃協議会の規約について、別紙②により改正を行うものです。

2 協議方法

書面協議

3 回答方法

別添の「書面議決書」に記入年月日、所属、役職、氏名（押印不要）、各協議事項に対する賛否（「賛成」又は「反対」）を記載いただき、ファックス、電子メール等により御返信ください。

4 回答期限

令和8年1月7日（水）まで

以上

（事務局）

岩国市交通政策課交通政策班 山下

〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14-51

TEL：0827-29-5106 FAX：0827-24-4209

電子メール：koutsu@city.iwakuni.lg.jp